

# 令和7年度 目黒区任期付職員 採用選考実施要項

## 【課長職(広報広聴担当)】

目黒区では、次のとおり、任期付職員※を募集します。

※「任期付職員」とは

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。給与、勤務時間等については、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。

### 1 予定数・任期

課長職 1名 ・ 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日まで  
※ 採用日から5年を限度に延長する場合があります。

### 2 職務内容

民間企業等で培った企画力、プロジェクト遂行能力、言語力、クリエイティブ力等を発揮し、区の広報活動の質や訴求力を一段と高めていくとともに、コミュニケーションやマーケティング能力も活用し、広報活動とも連動した効果的な広聴活動を展開していくことを求めています。例えば、次のようなことが挙げられます。

① 基本構想や基本計画に掲げられた理念をベースに、社会情勢や区政事情に応じて、広報・広聴業務を高いレベルでマネジメント・推進していくこと。

③ さまざまなメディアを活用し、区民を始めとするステークホルダーとの良好な関係作りを意識したコミュニケーション活動を行うとともに、デジタルツールも積極的に活用しながら、多様なステークホルダーの声の収集・把握・分析を行い、区政に反映させていく広聴の仕組みを確立していくこと。

⑤ 区議会において、広報・広聴活動を円滑に推進していくために必要な理解や協力を獲得するため、各種会議・委員会に出席するほか、日常から区議会議員等と適切な関係を構築していくこと。

② 区の各種オウンドメディアを適切に選択し、事業所管の意図を汲んだ上で、本区にふさわしいレベルのデザインやクリエイティブを保ち、デジタルツールなども活用しながら、ステークホルダーからの区政への理解と共感を高め、区民からの信頼を獲得する広報活動を実践していくこと。

④ 庁内・庁外施設ならびに区外団体や区立学校などを含め、職員全体の広報・広聴に関するスキル・マインドの向上・強化を図る研修・人材育成を推進していくこと。

### 3 求められる知識 経験および能力

以下の2つのうち、いずれか、または両方の業務に係る専門知識、実務経験および管理監督層としての経験を求めています。

① 広報・PR業界、広告業界やコミュニケーション業界等における、プランニング業務、プロジェクト推進業務、またはマーケティング業務。

② 企業や国・地方公共団体等における、広報・PR業務、広告宣伝業務、マーケティング業務、またはカスタマーセンター・コールセンター等における運営・管理。

### 4 勤務場所

目黒区総合庁舎（〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15）

〈主な交通機関〉

#### ●電車

東急東横線・東京メトロ日比谷線 中目黒駅下車5分

#### ●バス(東急)

(渋71) 渋谷駅～洗足駅「目黒区総合庁舎前」下車1分

(恵32) 恵比寿駅～用賀駅「目黒区総合庁舎前」下車1分

(渋41) 渋谷駅～大井町駅「中目黒駅」下車5分

(黒09・中目01) 目黒駅～野沢龍雲寺「中目黒駅」下車5分



### 5 受験資格

年齢を問わず、以下の①～④の条件を全て満たしている必要があります。  
ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（ウェブサイトまたは申込フォーム内で確認してください。）は受験できません。

① 令和8年3月31日時点、民間企業等、又は国・地方自治体において、項番3「求められる知識、経験および能力」に記載した業務に従事した経験が10年以上あること。その内、管理監督層として従事した経験は5年以上あること。

② 民間企業等、又は国・地方自治体において、従事歴が合計で15年以上あること。

③ 日本国籍を有していること。

④ 現に目黒区の常勤職員でない者。

### 6 選考方法

#### ① 第一次選考

方 法：書類選考

結果発表：令和8年1月上旬予定(受験者全員に通知)

#### ② 第二次選考

※ 第一次選考合格者に実施

日 時：第一次選考結果通知と併せて通知します。

令和8年1月下旬予定

場 所：目黒区総合庁舎(予定)

方 法：面接

#### ③ 最終合格者の決定

方 法：第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判定

## 7 申し込み手続き

### ① 提出書類

別添「エントリーシート」

### ② 申し込み方法

次の申込フォームから、必要項目を正しく入力し、記入済みのエントリーシート(PDF化したファイル)を添付してお申し込みください。

申込フォームURL

<https://logoform.jp/form/KeTk/1337550>



### ③ 受付期間

令和7年12月8日(月)午前8時30分～令和8年1月5日(月)午前8時30分  
【受信有効】

## 8 問い合わせ先

### ① 採用・服務に関すること

目黒区 総務部 人事課 人事係  
目黒区総合庁舎4階  
電話 03(5722)9650

### ② 職務内容に関すること

目黒区 企画経営部 広報広聴課 広報広聴係  
目黒区総合庁舎4階  
電話 03(5722)9621

以 上

※ 次ページの参考資料もあわせてご確認ください。

# 参考資料 (令和7年11月現在)

## 身分

地方公務員(目黒区職員)になります。

なお、任期中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在民間企業等に勤務している場合は、退職していただく必要があります。

## 給与

### 1 給与(地域手当を含む)

給与は、目黒区の職員の給与に関する条例及び目黒区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

#### 【例示】

課長級…45歳の場合 給与月額 約60万円(年収 約1,050万円)

※年収には、地域手当、期末・勤勉手当、管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

職務経験等に応じて加算される場合があります。

昇給は、原則として年1回行われます。

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

### 2 その他の手当

上記のほか、条例の定めるところにより通勤手当、住居手当等を支給します。

### 3 退職手当

職員が退職するときは、在職年数に応じて退職手当を支給します。

## 勤務条件

### 1 勤務日

原則として月曜日から金曜日まで

### 2 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで(1週間実働38時間45分)

### 3 休暇等

年次有給休暇が付与されます(4月採用の場合、その年は15日)。

この他に、夏季休暇、慶弔休暇などがあり、それぞれについて日数等が定められています。

## 福利厚生制度

### 1 健康管理

全職員に対して、年1回定期総合健康診断等を実施しています。

### 2 その他

職員は、各種の福利厚生事業が受けられます。